

## 尾鷲市農業委員会 令和5年10月定例会 議事録

1. 開催日時：令和5年10月5日(木) 午前10時00分から午前10時40分
2. 開催場所：尾鷲市立中央公民館1階小会議室(円卓)
3. 出席委員(8名)

会長	6番	高村	敦夫
委員	1番	船津	貫一
	2番	野田	泰史
	3番	黒	次美
	4番	塩津	史子
	5番	庄司	和稔
	7番	野地	長生
	8番	大川	治夫

農地利用最適化推進委員	北村	都志雄
	濱野	薫久

### 4. 欠席委員

### 5. 議事日程

1. 農地法第3条の規定による許可について
2. 非農地証明願いについて
2. その他

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	芝山	有朋
事務局次長	野田	憲市
事務局書記	大川	健志

### 7. 会議の概要

議長

皆さんおはようございます。定刻となりましたので10月農業委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員を報告します。署名委員は8番の〇〇さん、1番の〇〇さんよろしくお願ひします。

それでは本日の審議に入ります。議案1号、農地法第3条の規定による許可についてを事務局から説明お願ひします。

事務局

農地法第3条の規定による許可について説明させていただきます。番号は1番、所在は尾鷲市〇〇番で地目は畑となっています。面積は〇〇㎡です。譲渡人は尾鷲市〇〇番地の〇〇さんです。譲受人は愛知県〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇の〇〇さんです。

申請理由としましては、申請人は当該農地を取得し、野菜等を耕作するために申請が上がっております。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくお願ひします。

議長

それでは、〇〇委員さん紹介よろしくお願ひします。

〇〇委員

はい、申請場所ですが9ページをご覧ください。〇〇町の真ん中辺りの赤い丸が記されているところで、8ページに拡大図があるのでご覧ください。一番上の道路が国道〇〇号で国道沿いの〇〇の下にあたります。それから6ページの公図をご覧ください。赤い丸で囲まれたところで〇〇㎡となっております。次に最後の現況写真をご覧ください。この申請内容ですが、譲受人である〇〇さんは現在〇〇市に住んでおり、地元は〇〇で両親は〇〇に住んでいます。両親のもとには定期的に帰省しており、退職後には地元に戻る予定もしているということです。以前より、今回所得予定地で農作業を行っていましたが、今後の農地を取得して、母親と共に農作業を行っていきたいと考えております。母親はここから5分位の自宅を有しており、近くで栽培できます。現地写真では分かりにくいですが3段の畑になっておりまして、一番上の畑は現在耕作されている状況です。〇〇さんが高齢でできないということで全部を管理していきたいので譲ってもらうという流れになります。

以上のような申請内容で審査よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。皆さん何かご質問ございませんか。

〇〇委員                   この写真にあるネットは丈夫なの。

〇〇委員                   そうですね。現地見た限りしっかり獣害対策できるものでした。

〇〇委員                   異議なし。

議長                        異議なしの声がありましたので採決を取ります。賛成の方は挙手を。

(挙手全員)

はい、挙手全員。これを許可いたします。ありがとうございました。続きまして、議案第2号非農地証明願いについてご審議願います。事務局はお願いいたします。

事務局                    続きまして非農地証明願いについて説明させていただきます。番号は1番、所在は尾鷲市〇〇丁目〇〇番〇〇で地目は畑です。面積は〇〇㎡です。申請人は尾鷲市〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇さんです。

申請理由としては、本申請地は昭和初期に建物を建築してから建物敷地として利用しており、現在は農地として利用していない為、非農地証明の申請が上がっております。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくお願います。

議長                        はい、〇〇委員さん紹介お願います。

〇〇委員                   概要につきましては、ただ今事務局から説明があったとおりです。土地所有者の尾鷲市〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇さんは昭和初期に祖父が3ページの公図地番〇〇番〇〇、地目畑〇〇㎡に建物を建築し敷地として利用したままで、2ページの登記簿の記載とおり、平成18年3月5日に相続し、9ページの現況写真のとおり老朽化した状態で現在に至っているために非農地証明願いを申請するものであります。

申請場所ですが、5 ページの航空写真の赤丸で記した場所で〇〇から直線で約100m位のところで、近くを矢浜街道熊野古道が通っております。

なお、6 ページ固定資産評価原本が添付されており、宅地並み課税となっております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。皆さん何かございませんか。

〇〇委員 異議なし。

議長 異議なしの声がありました。賛成の方は挙手を。

(挙手全員)

はい、挙手全員。非農地証明を発行いたします。ありがとうございました。続いて第3号その他に入りますが事務局ありますか。

事務局 はい、事務局からは尾鷲市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について説明させていただきます。こちらは農業委員会の皆さんの同意をいただく形ですのでよろしくお願いします。

三重県が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更に伴い、尾鷲市の基本構想も一部見直しをしましたので、変更について説明させていただきます。こちら中身については難しいものとなっておりますが、要は尾鷲市の農業施策の推進について、農業が魅力とやりがいのあるものとなるように、将来の農業経営の発展目標を明らかにするために定めたものです。

それで変更点ですが、軽微なものから全て説明すると膨大な情報量になると、今から説明するところ以外は県の基本方針から持ってきたものなので、主な変更点である三つを説明します。

1点目は3ページをご覧ください、尾鷲市が現在取り組んでいるみどりの食料システム戦略についての記載をしました。これは尾鷲市有機農業基本計画にそった六次産業化等についてです。

2点目は、12ページをご覧ください。地域計画が法定化されたことに関する事項を追加しました。この地域計画の策定を推進するために地域計画の協議の場の設置や地域計画の区域基準、地域計画の策定の進め方等についてです。

最後3点目はすいません、こちら溶け込み版になるので削除した後ですが、利用権設定等促進事業に関する事項が全て削除され、農地中間管理事業への移行についてです。利用権設定事業とは農業委員会が申出により利用権の設定を決定し市長が農地利用集積計画を作成、公告し貸し借りをを行うものです。ですので今回の見直しで農地中間管理機構が必ず間に入るような設定となりました。あとは語句の修正や県の基本方針に沿ったものです。なにか意見ございましたらよろしく願いいたします。

事務局長

すいません。少し補足させていただきます。このタイトルが農業経営基盤の強化でして、農家さんの農業を経営していくにあたってのベースになるものを強化しないと日本の農業は伸びていきませんといった法律となっています。それで、この法律を作るためにまず都道府県が基本方針というものを作る決まりになっています。その都道府県に基本方針に従って、各市町村が基本構想というものを作ります。例えば認定農業者に認定されると受けられる支援もありますが、その制度が一つと、新規就農についての内容もこの基本構想に書き込まれています。

この経営基盤と聞くと難しい言葉に聞こえますが、要はここに書かれていることによって認定農業者になれたりとか、それに基づいた補助金を受けられたりとそのベースになるものとなります。先程、大川が説明したように情勢によって、例えばみどりの食料システム戦略についてが改正の中に入ってきたり、そういったことを直していったのが赤字で書かれているところとなります。例えば尾鷲市独自で入れた言葉は柑橘の栽培に甘夏以外の果樹といった言葉を入れたりしています。これは国や県が変えたからというわけではなく有機で甘夏以外もやっていくという思いを込めて入れた言葉です。法律名だけ聞くと難しいですが、認定農業者や新規就農についてが紐づけられている構想となっております。

〇〇委員

この基本構想はいつ施行されるんですか。

事務局 現在、農業協同組合さんにも意見聴取を行っているのですが、農業委員会、農業協同組合で同意をいただいたら、その同意書をもってして三重県に本協議をかけます。その後、公告を行い施行となりますので、最短で10月末くらいになるかと思われます。

〇〇委員 分かりました。ありがとうございます。

〇〇委員 今回改正を行って、前よりも良くなるという認識で良いですか。

事務局長 ポイントとしては今の国のみどりの食料システム戦略が一番大きいですが、それが戦略としてあって、そこに基づいて補助事業がいくつもあります。尾鷲市は現在その内の1つを活用して補助事業をしていますが、この農林水産省の法律にいくつかまだ紐づけられていないとことがあるといった状況です。それでは齟齬がでる場合があるので、どちらかと言えばよくなるというよりは、法律等と齟齬がでないように繋げていくといった改正です。なので今回の改正で大きく制度が変わったというよりは合わせた意味合いが強いです。

〇〇委員 平たく言えばこれから農業やってくれる若い人たちにはメリットが多いね。

事務局 そうですね。

議長 地域に合った作物、品目が大事ね。JAでも柑橘部会とか野菜部会とかやってるから、あのよう尾鷲でも産地化できないかなとは思っただけだね。

事務局長 本当にそうでした。尾鷲でも今試行錯誤していますが、尾鷲の地形とか面積に合った新たな品種を皆でお勧めして行って産地化していくことを県とも相談しながら進めていきます。

議長

ありがとうございます。こちら同意に異議ありませんか。

(異議なし全員)

はい、農業委員会同意いたします。よろしく申し上げます。事務局何か他にありますか。

事務局

もう 1 つ机上有る尾鷲市農地バンク実施要綱案と書かれた資料をご覧ください。こちらですが、農地バンクを実際に動かしていくにあたって基本となることばをまとめた実施要綱を作成しました。

まず、趣旨としては担い手が不足してそれに伴って遊休農地が増えている状況で、増加する遊休農地の発生防止、解消を目的として設置しますということです。

農業委員会が関係するのは飛んで第 4 条になりますが、農地バンクに農地を登録したい方が現れたら、そこで条件を聞いて農地バンクの登録の申請書を書いていただいてこれを水産農林課に出していただきます。その後、この申請書が適当かを尾鷲市農業委員会で諮ります。それが適当であると認められた場合は、その農地情報を尾鷲市のホームページに上げて周知します。ホームページを見てこの農地を借りたいという方が現れたら、様式 4 号の利用申請書を出していただきます。その利用申請書をもってして農業委員会と協議します。また適当であると認められた場合、そこからは契約交渉となりますので、市は関与いたしません。当事者同士で契約交渉していただきまして、あくまでそれはマッチングした段階なので、第 10 条にあります、農地法上の手続きを取っていただきます。そのような流れもこの要綱の中で記載しています。農業委員会の中でこの要綱案に意見ありましたらよろしく申し上げます。

〇〇委員

この様式第 2 号はどういったものですか。

事務局

様式第 2 号については申請書が適切と認められた場合、ホームページにも周知しますので、適切と認められた旨の通知を行います。

- 〇〇委員 様式第3号はなんですか。
- 事務局 様式第3号はもし申請を取りやめたいといった場合は地権者からこの抹消届を出していただきます。この抹消届を出したからといって、この土地は未来永劫農地バンクに登録できない訳ではなく、何回でも申請自体はできます。
- 〇〇委員 この様式第4号の利用申請書が出てきた時も、農業委員会が審議をする必要はあるのですか。
- 事務局 この場合は、審議というよりかは協議ですね。農地法に基づく貸し借りの段階の申請審議ではなくあくまで前段階での協議を農業委員会で行うということです。
- 〇〇委員 これは賃料とかはどうなるのかな。人によって賃料が違ったりしたら問題とかは起きないの。
- 事務局 長 そこまで踏み込むと個人間の契約交渉になりますので、あくまでの情報発信が主となる要綱となりますので、先程も説明ありましたが、第10条以降については農地法上の手続きに基づいての審議となりますので、この要綱の中で我々が関与していくことについては農地の情報発信、申請の手続きとなってきますのでよろしくをお願いします。また、問題点が出てきましたら、逐一解決もしていきますのでお願いします。
- 〇〇委員 これはいつから始まりますか。
- 事務局 現在要綱を整備していきまして、これから移住のセクションとも協議して、空き家バンクと農地は親和性が高いのでその辺連携していったら、10月中には募集を開始できればと思います。



〇〇委員

農地をせっかく借りても獣害で意欲なくしてもだめなのでそこも考えていった方がいいと思います。

事務局

そうですね。獣害対策についても考えていきます。

議長

大変だとは思いますが、よろしくをお願いします。皆さんからは何かございませんか。ないようですのでこれにて10月農業委員会定例会を終わります。ありがとうございました。

議事録署名委員

議事録署名委員

